

大竹市監査委員告示第1号

大竹市監査委員監査基準の一部を改正する基準を次のように定める。

令和6年3月27日

大竹市代表監査委員 薬師寺 基夫

大竹市監査委員監査基準の一部を改正する基準

大竹市監査委員監査基準（令和2年大竹市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第9号中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。